

60歳以降の働きがいと安定した生活の実現

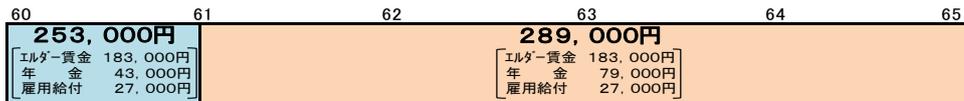
申1号 を求める申し入れ **妥結!**

勝ち取った大きな成果

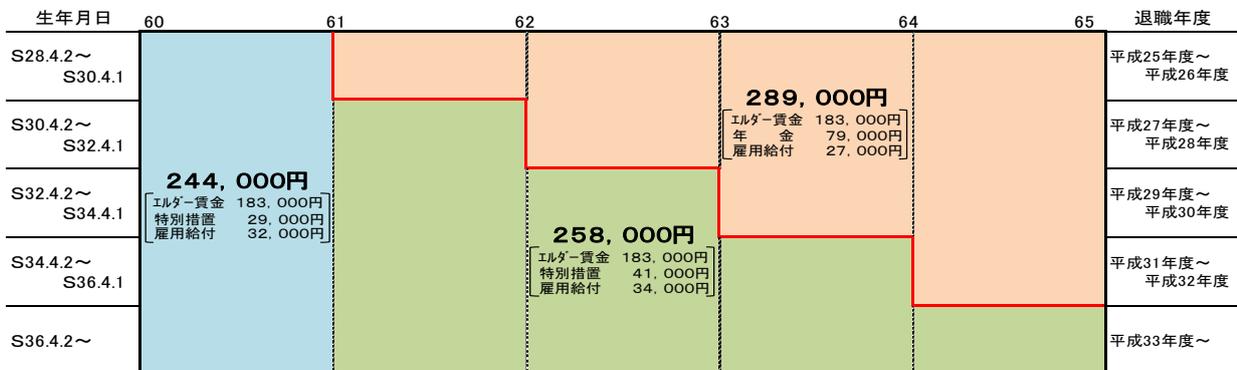
- 退職前の賃金カーブを維持し、年金減収部分を「エルダー社員調整特別措置」で補填<図1>
 - ・2013年4月2日以降、年金無支給分を初年度29,000円、2年目以降41,000円を加算
 - ※高齢者雇用継続給付を最大限活用する
 - ・主務職及びT等級以上に月額7,000円、主幹職、技術専任職、M等級、H等級及びS等級に月額15,000円を加算
- 業務上の必要により本体で勤務する場合は、全ての業務を対象
- 退職手当特別加算金を本人の希望に基づき分割支給<図2>

<図1> 60歳以降の賃金イメージ(主任職で退職した場合)

【現行】 ※退職時の基準内賃金 約368,000円
基本給 約337,000円



【改正】



(注) 金額は、主任職で退職した場合の平均値
金額は、所得税・住民税等控除前の数値

エルダー社員調整特別措置として、年金減収部分を初年度は月額29,000円、2年目以降月額41,000円の補填によって、現行水準に近づく!

本人の申請により退職手当特別加算金を分割支給(年)できるようになり、年金減収分を補うことに活用できる!

<図2> 退職手当特別加算金の分割支給

年齢	60歳(退職時)	61歳	62歳	63歳	64歳
退職年度					
平成25年度～平成26年度	100万円	年金支給開始			
平成27年度～平成28年度	75万円				
平成29年度～平成30年度	16万円	16万円	18万円		
平成31年度～平成32年度	12万円	12万円	12万円	14万円	
平成33年度～	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円

さらなる働きがいの向上のために、全組合員で運動を引き続きつくり出そう!